

## 感染症法に基づく『医療措置協定』の締結のお願いについて

- ◆新興感染症の発生・まん延に備えるため、東京都と訪問看護事業所との間で、医療措置協定を締結することになりました。
- ◆より多くの訪問看護事業所の皆様と協定を締結したいと考えておりますので、協定の締結にご理解とご協力をお願いします。

### 協定のポイント

#### ➤ 感染症発生・まん延時にお願いしたいこと

「自宅療養者」・「宿泊療養者」・「高齢者施設」・「障害者施設」に対して訪問看護の実施をお願いします。

協定の締結にあたり、

- 実施できる項目が一部でも締結可能です。

例：「**自宅療養者に対してのみ**」

- 協定に条件を設定することが可能です。

例：新興感染症発生時において、新規の利用者への対応が困難な場合には、**「普段から自所にかかっている患者に限る」**

- 協定に定める訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示に基づき、訪問看護を行うことに変わりありません。

個人防護具の備蓄をお願いします。（協定への記載は、任意事項です）

- サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資について2か月分以上の備蓄が推奨されています。

#### ➤ 第二種協定指定医療機関に指定され、公費負担医療の対象となります。

- 協定を締結した訪問看護事業所は、原則として第二種協定指定医療機関に指定されます。
- 新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時には、第二種協定指定医療機関が実施する医療は、**公費負担医療の対象**になります。

詳細は、東京都専用Webページにて

ページはこちら

東京都 医療措置協定



- ◆ 協定を説明した動画や協定書に関する解説、申込方法等を掲載しております。



★裏面もご覧ください★

## 締結までのスケジュール（10月1日締結まで）（予定）

協議フォーム入力

7月31日（水）までの入力： 9月1日締結  
8月31日（土）までの入力： 10月1日締結

協定書（案）の確認

入力いただいた内容を記載した協定書（案）をお送りしますので、内容のご確認をお願いします。

協定書の確定

協定の締結

電子署名または書面押印を行います。

## 医療措置協定についてのQ&A ※詳しくは、表面の東京都専用Webページを参照ください

### Q1 協定を締結した場合、財政支援はありますか？

- 協定に基づく措置を講じた場合、措置に要する費用については、東京都の予算の範囲内において、都が補助を行うこととしています。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとしています。

### Q2 医療措置協定を締結したことは公表されますか？

- 医療措置協定を締結した時は、感染症法に基づき、当該協定の内容を公表することとなっています。専用webページの「8 協定締結医療機関等」にPDFリストを掲載しています。

### Q3 二次元コードの読み取りができない環境です。どうしたらよいですか？

- 東京都保健医療局のトップページから、「感染症対策」を選択してください。次に、「医療措置協定について」を選択すると、東京都専用Webページにアクセスできます。

その他、ご質問事項については東京都専用Webページ内「お問い合わせフォーム」にて受け付けております。

URL：[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i\\_kyotei.html](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html)

（都ホームページ：東京都保健医療局＞感染症対策＞医療措置協定について）

※専用Webページでは医療措置協定についての解説や、よくあるご質問等も掲載しています。

※インターネットのご利用が難しい場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

### 【お問い合わせ先】令和6年度東京都医療措置協定締結事務局

TEL：0570-025-102（電話対応時間 9時～18時 ※土日祝日及び年末年始を除く）